

答 申 書



中央公民館 保育室

平成 31 年 3 月

狛江市立公民館運営審議会

1 はじめに

本審議会は、平成29年7月10日、公民館長から「狛江市立公民館における今後の保育室の運用とあり方について」の諮問を受けた。

2 審議の経過

本審議会において各委員は、以下の資料を活用し、狛江市立公民館における保育室（以下「保育室」という。）の今後の運用とあり方について、現在の状況を踏まえ、他市との比較等についても検証しながら、13回にわたる会議を開催し、公民館保育士へのヒアリング、公民館事務局との意見交換を交えながら慎重に審議を尽くした。

参考資料

- ・ 諮問のための検討資料 【平成29年11月6日】
- ・ 部屋別利用状況【平成30年1月15日】
- ・ 広報こまえ平成29年2月1日号（抜粋）【平成30年1月15日】
- ・ 公民館保育室他市の状況～都公連保育部会～【平成30年1月15日】
- ・ こうみんかん「保育室14年のあゆみ」（1985年9月1日）
【平成30年1月15日】
- ・ 公民館保育室他市の状況～公民館保育室運営要綱～【平成30年1月15日】
- ・ 公民館保育室見学について【平成30年3月5日】
- ・ 自動車教習所託児室（キッズルームについて）【平成30年3月5日】
- ・ 保育室に関する調査（平成30年5月実施）【平成30年7月2日】
- ・ 保育室視察指摘事項対応について【平成30年7月2日】

3 公民館における学びの定義について

「公民館における学び」とは、個に閉じることなく、地域社会全体に還元できる学びであると定義する。

公民館の役割は、「学ぶ」、「集う」、「結ぶ」という言葉でしばしば表現される。公民館は、市民が様々な学びができるような環境整備に努め、日常生活の課題について集団でその解決を図る場合にその活動を助け、専門施設や機関、住民同士を結ぶ場である。

即ち公民館は、地域コミュニティの学びの中核となる場所であり、「個」の学びを地域全体の学びに変換できる場である。公民館で学ぶことを通して、市民同士、即ち「個」が知り合い、支えあって繋がりをづくり、狛江とい

うまちをつくっていくような知識，教養，技術を身につけることが公民館における学びのあるべき姿である。

4 保育室の意義・必要性について

公民館における「学び」を実現し，親と子が学び合う機会を提供する保育室は必要である。

狛江市においては，平成30年10月1日時点で人口が82,000人を超え，長い歴史の中で他の地域から移り住んだ市民の割合が高くなり，地域コミュニティの維持は大変難しいのが実情である。しかしながら，前項でも述べたとおり，公民館は多様な学習機会や集会の場の提供など，地域における住民の学習需要に応える社会教育施設であり，市民同士が学びを通じて繋がる場である。

核家族化が進み，家庭での子どもの養育が現状では親のみという状況の中で，親たちには「集い学ぶ」機会がほとんどない。また，世代を超えた関係や地域との結びつきもほとんどないと推察される。保育室では，そうした親子を対象として，親には子どもを預けながら，「学び」，「繋がる」場所を提供し，子どもは保育室で子ども同士や保育士など家族以外の他者との交流によって，思いやりや情緒を育むことができる。

5 保育室の問題点と改善点，運営方式について

保育等の関連法規に準拠し，保育を受ける子ども達の安全面を確保しなければならない。

市民センター改修においては，保育室の運営について，直営以外の運営方式を検討できる。

現在，保育室は中央公民館地下1階に所在する。施設全体と同様に，設備の老朽化が顕著である。保育室の問題点，改善点を挙げる場合はこの老朽化は看過できない問題ではあるが，市民センター改修までの当面の間については，大掛かりな改修は事実上不可能であることは言うまでもない。

しかしながら，その中においても子どもの安全面を最優先事項として，可能な範囲の設備保全を行うように努めるべきである。

また，市民センター改修においては，関係各所と協議し，保育室の位置，必要な設備，遊具も含め，認証保育所と同程度の環境改善を図ることが必

要である。

保育室の運営方式についても、現状では老朽化により指定管理や委託など運営方式を検討する余地はない。しかし、市民センター改修が実現し、保育室の環境が整備・改善された場合には「保育事業は学習である」という保育室の運営理念に基づいた直営・委託・指定管理等の選択肢の検討が必要であると考えます。

6 保育の対象年齢について

保育の対象年齢については、現状どおり未就学児までとする。

保育を受ける対象年齢については、現状では0歳児から未就学児までとしている。保育室利用者の拡大を図るため、審議会では対象年齢を拡大し、小学校低学年についても検討を行った。しかしながら小学生においては、学校教育法（昭和22年法律第120号）に基づく学習を援助するという側面も発生する。このことについては、より低年齢の子どもを保育する保育室の環境に鑑みて不可能であると結論した。

7 保育室利用対象者に関して

保育室の利用対象者について、市施設利用者を含めて拡大するための検討が必要である。

現在、公民館で実施している保育は、子供達が1年間を通じて人的質的に同じ環境の中で人間関係を深め、学んでいくという理念を基に運営されている。そのことを確認した上で、さらに保育室利用者の幅を拡げ、施設の稼働率を上げる方策として次のことを検討すべきである。

市民センターは、中央公民館と中央図書館が同居し、市庁舎と隣接している好立地にあることから、そうした公共施設を利用する市民にとって保育室を利用したいという潜在的なニーズがあると推察される。また、現在保育室の利用は、公民館事業、児童青少年部等市長部局の事業を含めて午前中に集中していることから、午後あるいは夜間の稼働率を上げるという視点に立ったとき、現状の運営を維持しつつ、市施設の利用者に対象を拡大する検討が必要であると考えます。ただし、公民館における保育室は、あくまで「学び」の場であることから、安全面のみを見守る一時預かり保育にならないように注意が必要である。

8 施設使用料と保育利用料について

公民館事業による保育室の施設使用料，保育利用料は無料とし，それ以外の保育室の利用については検討が必要。

前項で述べた保育室の利用対象者の拡大が成った場合，保育室には次に挙げる3つの使用法があることになる。

- ① 公民館事業等で定期的に保育室を利用する。
- ② 公民館利用者団体（仮にAとする。）が保育室を借用して利用する。
- ③ 市施設を利用する市民が一時保育として保育室を利用する。

①と②は現状において行われている保育室の利用方法であり，①においては，学習グループ保育事業として公民館保育士が保育を行い，②においては，Aが独自で保育者を用意し，Aの会員の子どもを活動時間中に保育する。

ここで議論となるのが，保育室の室料である施設使用料と保育室で保育を行うにあたり発生する保育者の報酬等である保育利用料の負担についてである。現状においては，保育室の単独利用が出来ないことから，保育室の室料は存在しない。現状では②の場合，Aは会員が活動する部屋の室料を公民館に支払い，保育利用料についてはAの中で完結している。しかしながら，③が新たに加わることにより，保育室の単独利用という使用方法が発生することとなる。①においては，公民館の主催事業であることから現状どおり両方無料にすることに異論はないが，将来的には②，③については受益者負担という考え方を基に，各使用方法の時間帯等も含め，検討を要する事項と結論づける。

9 公民館事業について

「学び返し」を推進するため，市民協働で企画することを望む。

ここでは，保育室を活用した公民館事業に限定し，審議会において議論した。

社会教育では，しばしば「学び返し」という言葉が使われる。自らが学んだことや，身につけた知識・技能を地域社会に還元し，次の世代に伝え活かすことを意味する。公民館事業においては，市民のニーズに合った多様な世代を取り込む講座を企画することが，「学び返し」を推進するき

かけとなる。

現在、子育て世代に向けた公民館事業は、女性を対象とした事業が大多数である。女性セミナーについては、受講者が保育室活動グループとして新たにグループを立ち上げ、継続して学んでいる実績があることからそうした事業の継続は言うまでもないことである。

他方、厚生労働省による「平成29年度雇用均等基本調査」によると、男性の育児休暇取得率は5.14%で過去最高となったことから分かるように、育児に関心を持つ男性も近年増加傾向にある。子育て世代に向けた講座については「イクメン」、「イクジイ」と呼ばれるそうした男性（父親や祖父）を対象として、子どもとともに参加できる事業や、子育て世代に係る社会的課題に関する講座の開催など拡充が期待できる分野である。

市民センター改修に併せ、公民館とその保育室がどのように活用されるかについて、保育・社会教育の専門家の意見を交えながら、ワークショップを実施するなど市民協働の手法で実施事業を決定するのが望ましいという結論に至った。

第 21 期狛江市立公民館運営審議会
(平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

委員 長	齋 藤 謙 一
副委員 長	馬 場 信 義
委 員	飯 田 陽 子
	伊地知 俊 二
	植 村 多 岐
	高 尾 戸 美
	富 永 美奈子
	長谷川 まゆみ
	日 向 正 文
	深 井 秀 造
	谷田部 馨

※ 副校長会の推薦により伊地知委員の任期は、平成 30 年 5 月 11 日から平成 31 年 3 月 31 日まで。植村委員の任期は平成 29 年 5 月 15 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

※ 高尾委員の任期は、平成 29 年 8 月 8 日から平成 31 年 3 月 31 日まで。